

令和5年度
定期監査報告書

福祉部

地域福祉課
障害福祉課
生活支援課
介護保険課

川西市監査委員

令和5年12月15日

川西市長
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 中井 成郷

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

記

令和5年度 福祉部
地域福祉課
障害福祉課
生活支援課
介護保険課

定期監査報告書

1 監査の基準

地方自治法の規定に基づき、川西市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

福祉部：地域福祉課、障害福祉課、生活支援課、介護保険課

4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 田中 麻未 監査委員（令和 5 年 10 月 26 日退任）が行った監査事務は、後任者 中井 成郷 監査委員（同年 10 月 27 日就任）が引き継いだ。

5 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、上記 3 に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和 5 年 8 月 24 日から同年 12 月 4 日まで

7 監査の結果

上記 1 から 6（4 を除く）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、生活支援課を除く 3 課において、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられた。また、前回の定期監査で指摘した事項について措置又は改善がされていない課も見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 文中の金額 | 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て |
| (2) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は、四捨五入 |

《 地域福祉課 》

1 老人短期入所事業費負担金について

老人短期入所事業費負担金は、市の規則である老人福祉法による費用の徴収に関する規則に基づいて施設の入所者から徴収するものであり、その金額は同規則の第3条第1項第2号で1日につき2,570円とされている。

今回の監査に当たって当該金額の積算方法を課に尋ねたところ、当該金額は長期入所に係る援護委託料等に基づいており、国からの通知でこれに変更があれば積算し直すものであり、令和2年度に改定した当該金額は2,620円/日であるとの説明を受けた。

規則の金額(2,570円/日)と2,620円/日の不一致について、課によれば規則の改正を失念していたとのことであるが、一方で2,620円/日は課内の決裁文書において意思決定しているものであるから当該金額は妥当なものであるとのことであった。

規則で規定された金額は、その規則が改正されるまで効力を有するものであり、請求した金額は改正に向けた過程のものであることから、事後の対応を十分検討するとともに、早急に規則改正等必要な措置を講じられたい。

2 公益社団法人川西市シルバー人材センターに対する土地建物の貸付について

公益社団法人川西市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)は市の財政援助団体であり、中央北地区特定土地区画整理事業に伴い平成27年に川西市火打1丁目10-9に事務所を移転している。

シルバー人材センターの事務所は市の普通財産である土地建物を使用しており、当該貸付料は移転後も移転前と同様、土地は免除、建物は875,000円/年であるとのことであった。

移転前後で貸付料が同じであるためその経緯等を課に尋ねたところ、市が高齢者の生きがいや健康づくりを図る必要があるなか、シルバー人材センターの事業は市の方向性と合致していることから当該貸付料は妥当なものと判断し、同じ貸付料を継続しているとのことであった。

市公有財産規則では、普通財産の貸付料は、適正な時価で定めなければならない旨が規定されており、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では公共団体又は公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するときに普通財産を無償又は時価よりも低い価格で貸付けることができる旨が規定されている。

これらの規定に基づいて普通財産の貸付料を無償又は時価よりも低く設定する際には、本来あるべき適正な貸付料を算定したうえで貸付先の事業目的等に鑑み政策的にどのくらいの額を減免しているかを常に明らかにして把握しておくことが必要である。しかしながら現在の課の説明ではこれが不十分であると思われることから十分に整理・検証することが望まれる。

3 包括的支援体制構築事業業務委託について

包括的支援体制とは、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことである。

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要であることから、包括的支援体制構築事業業務（以下「構築業務」という。）を令和2年度から社会福祉法人川西市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託している。

包括的支援体制の構築に当たっての市と社会福祉協議会の役割分担について、課の説明によれば課の役割は体制構築（社会福祉協議会を含む相談支援機関の連携体制と庁内連携の体制作り）であり、社会福祉協議会は、支援対象者を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を担っているとのことである。このため、社会福祉協議会では受託した業務の実施に当たり、地域住民が抱えている複雑化・複合化した課題を解きほぐし、必要な支援をコーディネートする役割の相談支援包括化推進員を配置している。

この度の監査において構築業務委託契約書に規定されている業務実施計画書の提出を求めるとそれが作成されていないとのことであった。

構築業務委託の目的は体制の構築という概念的なものとなっていることから、その実施に当たっては市と社会福祉協議会が各々なすべき事を明確に示し、両者の役割のイメージを業務に当たる両者の職員が明確に持つ必要がある。

市と社会福祉協議会は業務の実施に当たり連携会議等を設けてそのような機会を確保しているとのことであるが、上記のように業務実施計画書が作成されていない等の事例が見受けられたことは両者の役割が十分に明確になっていないことの証左であると思われるので適切に対応することが望まれる。

なお、国は包括的支援体制の構築を具体的に進めるための事業として重層的支援体制整備事業を創設し、市でも6年度からこれを実施することとしている。構築業務委託は重層的支援体制整備事業の移行準備事業としての位置づけとなっていることから構築業務委託の効果検証を十分に行い、目的達成に努められたい。

4 事業所に対する指導監査について

障害福祉サービス事業者や居宅介護支援事業所等に対する指導監査は、当該事業所が関係法令に従い適正に運営されているか確認等を行い、是正等すべき事項があれば必要な指導等を行い、事業の健全な運営等を図ることを目的としている。

指導監査業務はこれまで各サービスの利用者情報を保有する障害福祉課及び介護保険課において、事業者指定等に係る他の事務と一体的に実施していたが、従前より地域福祉課で行っていた社会福祉法人監査事務事業との一元化を図る目的で令和5年度から地域福祉課に移管された。

事務の移管に当たり、指導監査業務は前述のとおり事業者指定等に係る他の事務と一体的に行っていたが、地域福祉課の定数配分は2名の増員に留まったことから、指導監査業務のみを切り離して地域福祉課に移管することとなった。

指導監査業務の実施における課題は、課の説明では、障害福祉や介護保険サービスの利用者情報を保有していないため、事業者からの相談等に即応することが難しいこと、本来は一体的に実施すべき業務を分断した事による業務の非効率化、業務の集中による事務処理の遅延等を

挙げている。

一元化によるメリットとデメリットを十分に検証し、部として最適な組織体制を構築することが望まれる。

5 課で管理する滞納債権について

課で管理する債権（老人福祉施設入所負担金、老人短期入所事業費負担金、高齢者住宅整備資金貸付金返還金）について確認したところ下表のような回答を得た。

名称	債権の種類	滞納金額（円）	件数（件）
老人福祉施設入所負担金	非強制徴収公債権	323,540	2
老人短期入所事業費負担金	非強制徴収公債権	216,283	3
高齢者住宅整備資金貸付金返還金	私債権	834,136	1

これらのうち、公債権である老人福祉施設入所負担金及び老人短期入所事業費負担金は、延滞金や督促手数料を徴収していないとのことであるがその理由が明確にされていなかったため、市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例に基づき適切に処理されたい。

なお、老人短期入所事業費負担金のうち、1件は不納欠損処理を予定しているとのことであるが、当該債権に限らず不納欠損処理をする際にはその要件を十分に確認するよう留意されたい。

また、いずれの債権も、徴収困難な案件は弁護士等の専門家の活用も検討するべきであるが、これが不十分であると見受けられた。公平性の観点からも十分な検討が望まれる。

《 障害福祉課 》

1 障がい者の地域生活及び一般就労への移行について

(1)障がい者の福祉施設入所から地域生活への移行について

課が策定する第6期障がい福祉計画（令和3年度～5年度）では、障がい福祉施設入所者が施設を退所し、グループホームや一般住宅等の地域生活へ移行する人数について5年度末時点で7人を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症により施設への訪問が制限された影響等もあり、4年度末時点の移行者数は2人に留まっており、目標値を下回っている。

施設入所者の障がいの状態及び家族の理解や支援の状況等は様々であり、地域移行への希望や地域生活に移行した後の受け入れ体制等についても様々である。このように個別の事例によって必要となる支援も異なるため、施設入所者の地域生活への移行においては、施設側の理解はもとより家族の理解等も必要であり、施設入所者やその家族等の状況や希望の把握をより丁寧に進めていく必要があるとしている。

2年度に設置された市障がい者基幹相談支援センターは地域移行支援及び地域定着支援事業所の指定を受けており、地域の相談支援の中核的な役割を担うこととなっている。今後も同センターと連携して、施設入所者やその家族等の個別のニーズがより丁寧に把握できるような方法を検討し、地域で受け入れできる体制づくりを進められたい。

(2)障がい者の福祉施設利用から一般就労への移行について

課が策定する第6期障がい福祉計画（令和3年度～5年度）では、就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人数について5年度中に29人を目標としていたところ、4年度の移行実績は37人であり、目標値を上回っている。

課では障がい者の就労支援について、市障がい者雇用・就労推進本部を中心に雇用奨励金の創設や各種助成金の拡大、就労支援事業所の開設促進、セミナー等の実施による障がい者雇用に対する企業への理解の啓発等を進めている。また、市障がい者基幹相談支援センターにおいては、福祉的就労の体制づくりや一般就労後の定着等の支援を行っている。

しかしながら、障がい者が就労の意欲を持っていても、就労可能な企業の不足により一般就労に結びつかないケースもあることから、企業へのアプローチによる雇用先の開拓が重要であると考えられる。

今後も市障がい者基幹相談支援センターと連携して積極的に企業に就労アプローチを行い、障がい者の一般就労の場を更に拡充されたい。

また、一般就労に加え、福祉施設で実施する作業等についても一般企業に働きかけを行い、障がい者の就労機会の獲得に取組まれたい。

2 適正な審査を行うための取組について

課では、法定の障害福祉サービスの二次審査や、システムを介さない障害者地域生活支援事業の審査（移動支援や日中一時支援等）、障害者地域活動支援センター運営費補助金の審査等、様々な審査業務を行っている。

地域福祉課を中心に県と合同で実施する実地指導等に加え、課では請求誤りを防ぐために令和2年度に移動支援と日中一時支援の報酬を簡潔な単価に改定を行ったり、障害者地域活動支援センター運営費補助金の実績報告にあたり、4年度からはヒアリングに加えて事業所へ訪問

して審査を行ったりするなど、請求誤りや不正請求を防ぐ取組を行っている。

4年度には新たな取組として事業者の社会的信用の向上や不祥事・犯罪の防止のため、事業者向けのコンプライアンス研修として、弁護士による講義及びグループワークを実施しているが、市内の全事業者の参加には至っていない。このような取組は開催するだけでなく、対象とする事業者が参加してこそ効果が発揮されるものであるため、事業者の参加率向上につながる仕組みを検討し、取組の効果がより発揮される体制を構築されたい。

今後とも事業所への働きかけや内部の審査体制の見直し等を行い、請求誤りや不正請求等を未然に防ぐような取組を実施されたい。

《 介護保険課 》

1 「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」について

厚生労働省においては、地域共生社会の実現を図るため、令和2年6月に、介護保険法や老人福祉法、社会福祉法等の改正を一本化した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立している。

この改正では、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずることとなっている。

また、課では、高齢者のうち後期高齢者の割合が増加していくことにより、認知症の人や要介護認定者数がさらに増加していくと見込まれることから、認知症施策のさらなる推進や介護人材確保に取組んで行く必要があると課題認識している。

このような動向を踏まえ、本市では、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（3年度～5年度）が終了することから、5年度中に、「第6次川西市総合計画」を上位計画とし、老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画と介護保険法第117条に定める介護保険事業計画とを合わせ、「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（6年度～8年度）として一体的に策定しようとしている。

次期計画の策定に向けて実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果等の具体的な課題を踏まえて、計画の基本理念である「全ての人が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」する計画を策定されたい。

2 要介護（要支援）認定申請について

要介護（要支援）認定は、認定調査票及び主治医意見書を基に、介護認定審査会（以下「審査会」という。）における総合的な判断を経て決定しており、適正かつ公平な審査が必要である。一方で、要介護（要支援）認定を受けている高齢者が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護（要支援）認定を速やかにかつ適正に実施することが求められている。

そのため厚生労働省は、平成30年度から更新申請の場合であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一であるなど、一定の要件を満たす場合には、審査会を簡素化して実施することを可能とした。

この見直しにより、本市では、認定の有効期間を24か月から36か月に延長することで申請件数を減らしてきたが、令和4年度の申請から処分までの平均日数は34日となっており、法定日数の30日以内の処分はできていない状況となっている。

申請件数の増加傾向により現状の審査会の処理能力を超えているため、処分の前にサービス利用を暫定で行わなくてはならなくなり、利用を控えることや自己負担が発生する可能性があるなど、市民への影響が懸念される。

5年度からは認定の有効期間を36か月から48か月にさらに延長したり、更新時に介護度が変わらなければ審査会にかけずに、1次判定のみで介護度を決定することで認定の簡素化を取入れているが、適正な介護保険制度運営のため、厚生労働省がとりまとめた審査会の簡素化に関する取組事例等を参考にして、法定日数を遵守するよう取組まれたい。